議案第８４号

町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

令和８年１２月１日提出

時津町長　　山　上　広　信

町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第１条　町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例（昭和３４年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「１００分の１７７．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５」に改める。

第２条　町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５」を「１００分の１８０」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第３条　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３６年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の１７７．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５」に改める。

第４条　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５」を「１００分の１８０」に改める。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第５条　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和３９年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「１００分の１７７．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５」に改める。

第６条　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「、６月に支給する場合には１００分の１７７．５、１２月に支給する場合には１００分の１８２．５」を「１００分の１８０」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条の規

定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の町長等給与条例」という。）の規定、第３条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第５条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（次項において「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の町長等給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例、第３条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第５条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の町長等給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「提案理由」

人事院勧告に伴う国家公務員特別職の給与改定等を踏まえ、本町の三役及び議員の期末手当の支給率を改定する必要があるため、この議案を提出する。